

茨城県報

第6432号

昭和51年6月7日

月曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

告示

●身体障害者福祉法に基づく医師の指定等(障害福祉課).....	1	ページ
●療養取扱機関の申出の受理等(医療福祉課).....	2	
●保険医療機関及び保険薬局の指定(保険課).....	3	
●土地改良区の解散(農地管理課).....	4	
●土地収用法に基づく事業の認定(用地課).....	4	
●道路の区域変更(3件)(道路維持課).....	4	
●道路の供用開始()().....	6	
●都市計画事業の認可()() (都市施設課).....	7	

公告

●基本測量の実施(用地課).....	8
●土地立ち入り測量(4件)().....	8
●建築許可に関する聴聞(建築指導課).....	9
(人事委員会)	
●昭和51年度第1回茨城県警察官採用試験の実施.....	10

告示

茨城県告示第649号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定に基づき医師の指定等をした。

昭和51年6月7日

茨城県知事 竹内 藤 男

1 医師の指定

種 目	診療科目	氏 名	住 所	勤 務 先
肢体不自由	外 科	澤 野 能 郎	稲敷郡牛久町大字内宮 122番地	澤 野 医 院
"	"	木 村 勇	下妻市下妻乙210-1	木村外科 内科医院
"	整形外科	飯 地 亮	取手市大字桑原1808	飯地整形外科診療所
"	小 児 科	秋 葉 敏 子	古河市東本町2丁目1-13	秋 葉 病 院

"	内 科	横 田 睦 雄	水海道市沖新田町105	横 田 医 院
"	"	池 田 哲	笠間市笠間1200	池 田 病 院
"	"	小 田 博 之	鹿島郡波崎町8635	小 田 医 院
心臓呼吸 機能障害	"	川 口 金次郎	猿島郡総和町大字上辺見 1300-13	猿島赤十字病院
"	"	山 口 徹	筑波郡谷田部町上横場 2573-1	筑波学園病院
"	"	松 本 善 也	東茨城郡小川町小川1330	松 本 医 院
じん臓 機能障害	"	渡 辺 孝太郎	筑波郡谷田部町上横場 2573-1	筑波学園病院
肢体不自由	小 児 科	小 林 恒 雄	日立市国分町2-1-2	株式会社日立製作所 多賀総合病院
"	内 科	廣 橋 誠 之	北茨城市関南町仁井田551	医療法人誠之会 誠之会病院
"	整形外科	梅 森 正	北茨城市大津町北町3236	北茨城市立病院
じん臓 機能障害	内 科	室 生 勝	新治郡桜村倉掛字野池 805-2	室 生 内科医院
"	循環器科	田 村 讓	北茨城市大津町北町3236	北茨城市立病院
心臓呼吸 機能障害	内 科	石 川 信 之	常陸太田市中城町173	社 団 医 療 法 人 一路会太田病院

茨城県告示第650号

次のものは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされ、及び次のものから国民健康保険法第37条第5項の規定により、他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項及び第2項の規定により告示する。

昭和51年6月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

機関番号	申出受理 年月日	療養取扱機関名	開 設 者 名	所 在 地	37条5項 受理年月日	申 出 年 月 日	申 出 年 月 日
012,192,1	51.5.1	内 科 江 幡 医 院	江 幡 広 太 郎	水 戸 市 上 水 戸 3-5-22	51.5.1	全 国	
022,094,7	"	日 立 市 休 日 緊 急 診 療 所	立 花 留 治	日 立 市 東 多 賀 町 5-1-1	"	"	"

392,034,5	51.5.15	室生内科医院	室生 勝	新治郡桜村大字 倉掛字野池 805-2	51.5.15	"
422,023,2	"	柴 病 院	柴 長 儀	結城郡八千代町 久下田154	"	"
024,044,4	50.1.1	(有) 長山薬局	長 山 まつゑ	日立市多賀町 1-2-2	50.1.1	"

茨城県告示第¹⁵²651号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の3第1項の規定により、次の病院及び診療所並びに薬局を保険医療機関及び保険薬局に指定した。

昭和51年6月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診療科	所在地	開設者又は 代表者	指定申請 の事由
医 科					
012,192,1 51.5.1	内科 江幡医院	内, 神経内	水戸市上水戸 3-5-22	江 幡 広太郎	開設者変更及び 所在地変更 広松→ 広太郎 上水戸3- 5-26→ 上水戸3- 5-22
022,094,7 "	日立市休日緊急 診療所	内, 小, 歯	日立市東多賀町 5-1-1	立 花 留 治	同敷地内の 新築移転
392,034,5 51.5.15	室生内科医院	内	新治郡桜村大字倉 掛字野池805-2	室 生 勝	新 規
422,023,2 "	柴 病 院	外, 内, 胃, 肛, 放, 麻	結城郡八千代町久下 田154	柴 長 儀	"
012,151,7 "	阿部内科医院	内, 小, 放, 胃, 呼, 循	水戸市千波町中山 2349-1	阿 部 武 臣	再 指 定
072,016,9 51.5.10	宮 田 医 院	内, 小, 外, 放	結城市大字結城30	宮 田 宏	"
102,013,0 51.5.2	青 木 "	内, 小	下妻市大字高道祖 1375-1	青 木 正 雄	"
362,050,7 51.5.15	大谷耳鼻科鹿島 診療所	耳, 咽	鹿島郡鹿島町大字 下高字新畑1205	大 谷 務	"
382,042,0 "	小 林 医 院	内, 小	稲敷郡阿見町大字 吉原3212	小 林 弘 雄	"
歯 科					
013,066,2 51.5.15	橋本歯科医院	歯	水戸市見川 2-3094-2	橋 本 武 典	再 指 定

薬 局

024, 044, 4
50. 1. 1

(有) 長山薬局

調 剤

日立市多賀町
1-2-2

長 山 まつゑ

組織変更
(個人→法人)

⁶⁶³
茨城県告示第662号

東茨城郡小川町大字下馬場 376 に事務所を置く、小川町外一ヶ村土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第67条第 1 項第 2 号の規定により解散したので、同条第 3 項の規定により公告する。

昭和51年6月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

⁶⁶⁴
茨城県告示第663号

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

昭和51年6月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 常陸太田市
- 2 事業の種類 常陸太田市役所庁舎及び附属施設建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
常陸太田市金井町字浜街道南及び木崎二町字二本杉地内
 - (2) 使用の部分
常陸太田市金井町字浜街道南地内
- 4 土地収用法第26条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所
常陸太田市役所

⁶⁶⁵
茨城県告示第664号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和51年6月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和51年6月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦大洋線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
行方郡北浦村大字小貫字削田 57番の1から	旧	メートル 最大 11.00	メートル 2,400.00	
		最小 4.00		
行方郡北浦村大字次木字寺前 289番の1まで	新	最大 28.00	2,300.00	
		最小 10.00		

茨城県告示第⁶⁵⁶656号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和51年6月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和51年6月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤浜谷田部線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡明野町大字赤浜字遊内 1556番の1から	旧	メートル 最大 9.00	メートル 1,978.00	
		最小 4.50		
下妻市大字高道祖字中台 4318番の4まで	新	最大 34.00	1,930.00	
		最小 11.00		

茨城県告示第⁶⁵⁶656号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和51年6月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和51年6月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 矢幡潮来線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
行方郡潮来町大字大賀字前倉 660番地から	旧	メートル 最大 7.00	メートル 270.00	
		最小 4.00		
行方郡潮来町大字大生字切臼 941番地の1まで	新	最大 18.00 最小 9.00	235.00	

茨城県告示第⁶⁵⁸~~657~~号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和51年6月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和51年6月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 土浦大洋線
- 2 供用開始の区間
行方郡北浦村大字小貫字削田57番の1から
行方郡北浦村大字次木字寺前289番の1まで
- 3 供用開始の期日 昭和51年6月7日

茨城県告示第⁶⁵⁹~~658~~号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和51年6月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和51年6月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 赤浜谷田部線
- 2 供用開始の区間
真壁郡明野町大字赤浜字遊内1556番の1から
下妻市大字高道祖字中台4318番の4まで
- 3 供用開始の期日 昭和51年6月7日

⁶⁶⁰
茨城県告示第~~659~~号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和51年6月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和51年6月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 矢幡潮来線
- 2 供用開始の区間
行方郡潮来町大字大賀字前倉660番地から
行方郡潮来町大字大生字切白941番地の1まで
- 3 供用開始の期日 昭和51年6月7日

⁶⁶¹
茨城県告示第~~660~~号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和51年6月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 勝 田 市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
勝田都市計画公園事業
2.2.113 東坪第3公園
- 3 事業施行期間 昭和51年6月7日から昭和52年3月31日まで
- 4 事業地 勝田市大字東石川字東坪地内

⁶⁶²
茨城県告示第~~661~~号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和51年6月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 石 岡 市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
石岡都市計画道路事業
3.6.9 停車場泉橋線
- 3 事業施行期間 昭和51年6月7日から昭和56年3月31日まで

4 事業地 石岡市大字石岡字金丸, 白久, 御厩下, 大小路

茨城県告示第~~662~~⁶⁶³号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和51年6月7日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 施行者の名称 石下町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
石下都市計画公園事業
2.2.002 駅東中央児童公園
- 3 事業施行期間 昭和51年6月7日から昭和54年3月31日まで
- 4 事業地 石下町大字新石下字高島

公 告

●基本測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第4条の規定に基づく基本測量を、次のとおり実施する旨通知があつたので、同法第14条第3項の規定により公示する。

昭和51年6月7日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 測量機関 建設省国土地理院
- 2 作業種類 基本測量(四等三角測量, 簡易水準測量)
- 3 作業期間 昭和51年6月7日から昭和51年10月31日まで
- 4 作業地域
稲敷郡江戸崎町, 美浦村, 桜川村, 新利根村, 河内村, 東村
久慈郡水府村, 里美村

●土地立ち入り測量

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和51年6月7日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 起業者の名称 茨城県
- 2 事業の種類 県道藤代板戸井岩井線及び県道野田守谷線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

北相馬郡守谷町大字大柏字雷神地内

” ” 大字野木崎字山ノ内, 字坂下内, 字遠原, 字鴻巣, 字遠山田, 字中山田, 字十明内, 字杉並, 字北田及び字根崎前地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和51年6月10日から昭和52年3月31日まで

1 起業者の名称 茨城県

2 事業の種類 県道藤代板戸井岩井線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

取手市大字下高井字永山, 字水砂, 字槐戸, 字向原, 字地尻, 字下宿, 字田子山, 字如何崎, 字田向, 字甚五郎崎, 字上人塚及び字橋本地地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和51年6月10日から昭和52年3月31日まで

1 起業者の名称 水戸市

2 事業の種類 都市計画街路事業(石川町渡里線)

3 立ち入ろうとする土地の区域

水戸市石川一丁目地内

” ” 堀町字新田, 字立原及び字遠下地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和51年6月10日から昭和52年3月31日まで

1 起業者の名称 水戸市

2 事業の種類 都市計画街路事業(見川線)

3 立ち入ろうとする土地の区域

水戸市見川町字高田, 字からす田, 字大山台, 字一ノ牧, 字丹下及び字丹下一ノ牧地内

” ” 3丁目及び4丁目地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和51年6月10日から昭和52年3月31日まで

●建築許可に関する聴聞

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

昭和51年6月7日

茨城県知事 竹内 藤 男

1 聴聞期日 昭和51年6月10日 午後2時

2 聴聞場所 勝田市東石川はしかべ3284, 2940

- 3 聴聞事項 第一種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
店舗(自動車用品の販売)併用住宅の新築
- 4 申請者住所氏名 勝田市東石川2916 鴨志田 政 行
- 5 建築物構造規模 木造平家建 延84.46㎡
- 6 建築物の位置 勝田市東石川はしかべ3284, 2940
- 7 敷地面積 674.00㎡

●昭和51年度第1回茨城県警察官採用試験の実施

上記試験を次により行います。

昭和51年6月7日

茨城県人事委員会委員長 糸 賀 悌 治

○ 受付期間

8月2日(月)～8月20日(金)

受付時間：平日は午前8時30分から午後5時まで、土曜日は正午まで

郵送の場合は、原則として8月20日までの消印のあるものに限り受け付けます。

○ 第1次試験日

8月27日(金)

1 採用予定人員 男子警察官(A) 約100名

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等に当たります。

3 受験資格

(1) 年齢及び学歴

昭和24年4月2日から昭和30年4月1日までに生まれた男子で学校教育法による大学(4年制)の学部を卒業又は昭和52年3月卒業見込みの者

(2) 体格

ア 身長はおおむね160cm以上あること。

イ 胸囲はおおむね78cm以上あること。

ウ 体重はおおむね47kg以上あること。

エ 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は裸眼視力が0.1以上で矯正視力が1.0以上あること。

オ 色盲、色弱でないこと。

カ 聴力が完全であること。

キ 通常の職務遂行に支障をきたすおそれのある障害、疾病等がなく健康であること。

(注) 上記の資格に該当する者であつても、次の各号の一に該当する者は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁治産者及び準禁治産者

ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 茨城県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験の方法

(1) 第1次試験

ア 日時、試験地、試験場

試験日時	試験地	試験場
昭和51年8月27日(金) 午前9時から午後3時まで (午前8時30分までに) 集合して下さい。	水戸市	県立水戸第一高等学校(水戸市三の丸3丁目)
	土浦市	県立土浦工業高等学校(土浦市殿里町)
	下館市	県立下館第一高等学校(下館市下中山)

イ 方法

項目	内容
教養試験 (2時間)	警察官として必要な一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を、おおむね大学で履修した程度で行います。 (出題分野、政治、法律、経済、社会倫理、文学、歴史、地理、国語、英語、物理、化学、生物、地学、数的処理、判断推理、資料解釈)
論文試験 (1時間)	文章による表現力、課題に対する理解力等をみます。
身体検査	身長、体重、胸囲、視力、弁色力、その他身体の諸機能が健全であるかどうかをみます。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して次により行います。

ア 日時及び試験場

昭和51年10月初旬(日時及び試験場は、第1次試験合格発表の際、合格者にお知らせします。)

イ 方法

試験	内容
口述試験	警察官として適するかどうかを個別面接により試験します。
適性検査	警察官として適性があるかどうかを検査します。
身体精密検査	胸部疾患、性病等伝染性疾患の有無について医師による診察及び検査を行います。

(3) 人物調査

受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうか等について調査します。

5 合格者の決定及び発表

(1) 第1次合格者

昭和51年9月下旬に決定し、茨城県人事委員会事務局、茨城県警察本部警務課及び県内各警察署に掲示発表するほか、合格者のみに通知します。

(2) 最終合格者

第1次試験、第2次試験及び人物調査の結果に基づいて最終合格者を決定します。

最終合格者の発表は、昭和51年11月初旬に第1次試験合格者発表の要領で行い、第2次試験の受験者全員に通知します。

6 受験手続

(1) 受験案内・申込票の請求

ア 申込用紙は、茨城県人事委員会事務局、茨城県警察本部警務課及び県内各警察署で交付します。申込用紙の郵送を希望される方は県人事委員会事務局又は県警察本部警務課へ請求してください。

イ 案内・申込票を郵便で請求するときは、封筒の表に「警察官試験申込票請求」と朱書し、50円切手をはつたあて先明記の返信用の封筒を必ず同封してください。

(2) 受験申込

受験申込みは受験申込票に所要事項を記入し、印鑑を押し、最近6か月以内に撮影した受験者の写真(たてよこ4cm、上半身、脱帽、正面向のもの)をはつて、県警察本部警務課人事係(〒310、水戸市三の丸1-5-38)に直接持参するか又は郵送してください。(郵送の場合は「書留」等確実な方法をとってください。)

なお、郵便で申込みの際は、必ず受験票の「郵便はがき」に20円切手をはり、申込みの封筒の表に「受験申込」と朱書してください。受験票が8月23日までに手元に届かない場合は、警務課人事係へ問い合わせてください。

7 合格から採用まで

合格者は、採用候補者名簿(有効期間は1年)に成績順に登載され、そのうちから採用者が決定されます。(採用は、おおむね昭和52年4月となります。)

採用と同時に茨城県巡査に任命され、茨城県警察学校に入校し大学卒業者は6か月間初任教養を受け、卒業後は本人の希望及び特性を考慮して県内の各警察署に配置され勤務します。

8 給与及び福利厚生

(1) 給与

ア 給与は、職員の給与に関する条例・規則に基づき支給されますが、例えば学校卒業直後に

採用された場合の給料(月額)は、次のとおりになる予定です。金額は51年4月現在のものですが、給料月額は、ここ数年毎年増額改訂されています。

学 歴	区 分	初 任 給	1 年 後	2 年 後
大 学 卒		92,600円	97,000円	101,400円

このほか扶養手当、期末・勤勉手当(給料月額の約5.2カ月分)等が支給されます。

イ 大学を卒業後採用までに一定の経験年数がある者は上記金額に更に一定額が加算されます。

ウ 退職の場合は、勤務年数に応じ退職金及び年金が支給されます。

(2) 被 服

採用と同時に制服(夏、冬各2着)のほか、くつ2足、くつ下、ワイシャツ、ネクタイ、外とう、雨衣、手袋等が現品で貸与支給されます。

(3) その他住宅など

警察官住宅、独身寮及び保養所等の厚生設備が完備しています。

そのほか、共済制度は、共済組合、ときわ会等の組織があり、健康保険、資金貸付(結婚、住宅等)及び諸物資のあつせんなどを行つています。

9 昇 任

(1) だれでも実力次第で上級の警察官への道が開かれており、さらに管区警察学校又は警察大学校へ入校し、幹部としての教養を受ける機会が与えられています。

(2) 警察署に配置されてから大学卒業者は1年を経過すると巡査部長の昇任試験が受けられその後巡査部長の在職1年で警部補、警部補の在職3年で警部の昇任試験が受けられます。

10 試験についての問い合わせ

この採用試験についての詳細は

茨城県人事委員会事務局(水戸市県庁内 電話 0292(2)8111 内線957)

茨城県警察本部警務課(水戸市県庁構内 電話 0292(2)2111 内線215・219)

又は、もよりの警察署、派出所、駐在所に問い合わせして下さい。

★ 県政の総覧 () 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課までお申し込み下さい。購読料は，昭和51年4月1日から送料とも1カ月1,000円です。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
休日の場合は繰り下ぐ (金 1,000円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所